

保険を使って無料で屋根を修理？ 高額なサポート料が請求されることも！

【相談事例】

「火災保険で自宅の屋根の修理が無料でできます。」と事業者から電話があった。後日、担当者が自宅を訪れ、保険料が支払われた場合のみ、保険料の50%を手数料として支払うように説明を受け、契約を結んだ。

その後保険金100万円がおりたが、手数料として50万円を事業者を支払ったため、修理のお金が足りなくなった。

手数料50%は高すぎるのではないか。解約したい。

（60代男性）



消費者庁イラスト集より

トラブル回避策

・保険金の請求は、ご自身で簡便に行うことができます。

保険金の請求は手数料なしで行うことができます。まずはご自身で契約している保険会社に連絡しましょう。

・契約前に、契約内容をよく確認しましょう！

一度結んだ契約は簡単には解消できません。契約前に内容を確認し、不安を感じたら消費生活相談窓口にご相談しましょう。

！！ご注意ください！！

火災保険の対象となる修理は、台風や雪等による損害に対して給付されるものです。

災害と関係のない、劣化による修繕については、保険料の請求をすることはできません。嘘の申告をすると、詐欺罪に問われる可能性があります。嘘の申告をすすめられても、絶対にはいけません。

大雨や地震などの自然災害が起きると、全国の消費生活センターには、それに関連した消費者トラブルの相談が寄せられます。

住宅の修理工事などの相談や保険金を口実にした勧誘に関する相談、義援金詐欺の事例も報告されています。

不審な電話や訪問を受けた場合は、きっぱりと断るとともに、困ったときには一人で悩まず、**消費者ホットライン188**にご相談ください。



相談先（消費者ホットライン）〔188（いやや！）〕

最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。1人で悩まず相談しましょう！